

提案型協働事業について

1 概要

社会状況の変化や人々の価値観の変化により、少子高齢化や環境や教育の問題などさまざまな課題が現れてきているが、市民の価値観やニーズも多様化する中、こうした課題に対して従来型の手法で解決していくことは難しくなっている。

また、市民のまちづくりに対する関心や意識も高まっており、さまざまな主体が担い手となつてのまちづくり活動も進められていることから、市民活動団体の持つ特性や資源を生かすことで、より市民ニーズに合ったサービスの提供や、地域に生じる課題に柔軟に対応することが可能になると考えられる。

そこで、市民活動団体や行政の提案に基づき、市民活動団体と行政が対等の立場で、適切な役割分担により、双方の責任において事業を行う「提案型協働事業」を実施している。

2 協働事業の提案方式

「提案型協働事業」には大きく分けて「行政提案型協働事業」と「市民提案型協働事業」の二つがある。

	行政提案型	市民提案型
概要	市が現在実施しているか、またはこれから実施する事業のうち、市から市民活動団体へ提案して協働を呼びかけるもの	市民活動団体が企画を立案し、市と協働で事業を行うもの
事業決定方法	提案公募（行政からテーマ提示） ↓ 審査 ↓ 市（所管課）と協議 ↓ 予算議決【事業決定】	提案公募（市民活動団体から事業提案） ↓ 審査 ↓ 市（所管課）と協議 ↓ 予算議決【事業決定】
開始時期	平成 23 年度 (平成 26 年度は休止)	平成 26 年度 (公募は平成 25 年度)